

# 長野県地域防災計画

## 火山災害対策編

令和元年度修正（案）

（令和元年3月）

## 新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第1節 火山災害に強い県づくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p><u>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)</b></p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 火山災害に強い県づくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>2 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、ガス等の施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、ガス等の施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)</b></p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、ガス、電気、電話等の施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p><u>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム(DMAT)から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの派遣に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(エ) <u>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p><u>また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられて<u>おり、また、災害が発生した場合において要配慮者が</u>相談等の支援を受けることができる体制が整備<u>され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの</u>を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>指定避難所<u>内の一般避難スペース</u>では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備<u>されている</u>もの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、<u>一般の</u>指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成31年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,623箇所である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>山地災害危険地区については、適宜見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。</p> <p>加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行った。</p> <p>これらの情報をもとに、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について、<u>長野県強靱化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、</u>治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成30年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,623箇所である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>山地災害危険地区については、適宜見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。</p> <p>加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行った。</p> <p>これらの情報をもとに、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進する。</p>	<p>時点更新</p> <p>長野県強靱化計画の改定を反映</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第32節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>「<u>自らの命は自らが守る</u>」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第32節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p><u>自らの安全は、自らが守るの</u>が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>



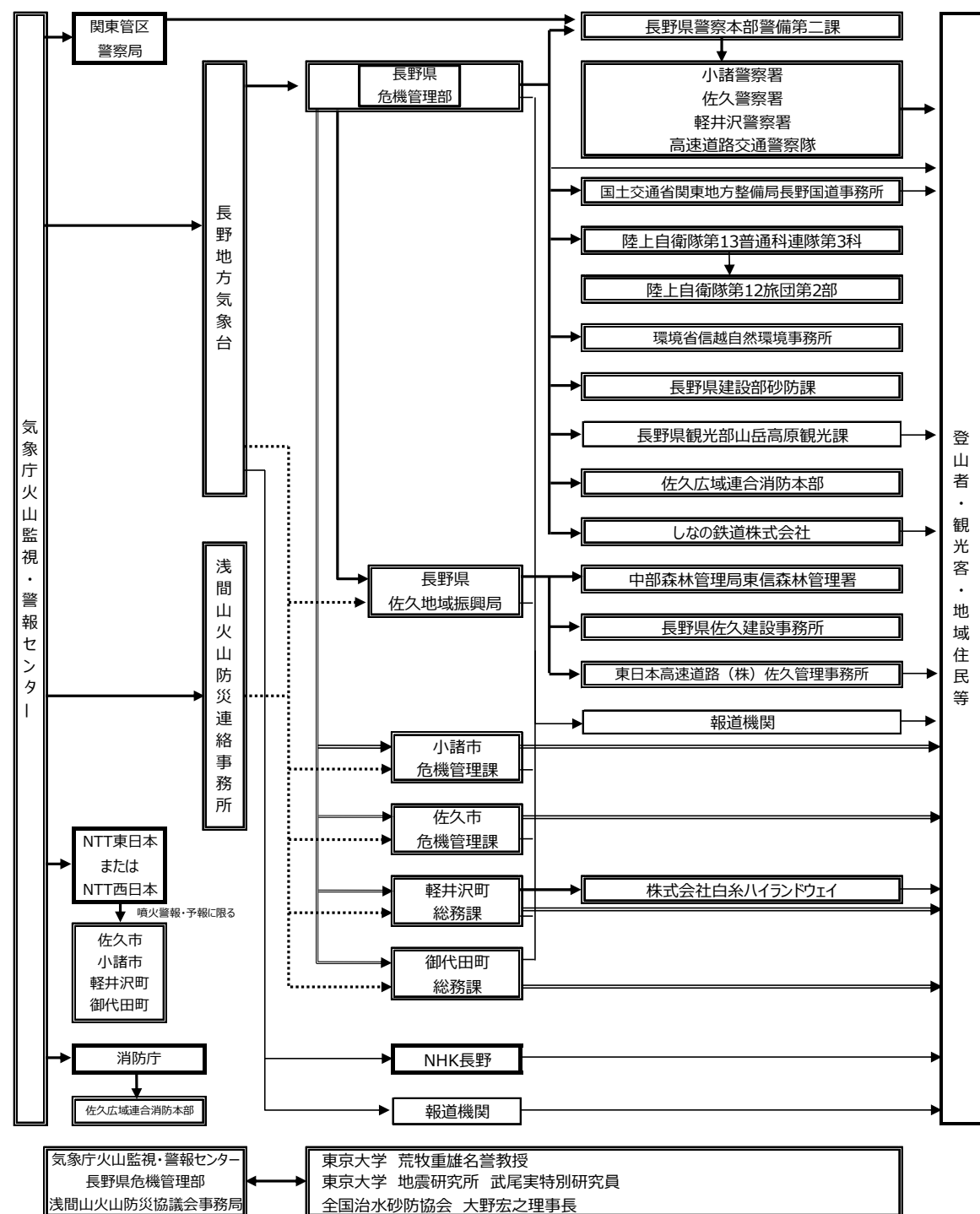
新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 噴火警報・火山の状況に関する情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応</p> <p>(イ)【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>d 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。</p> <p>長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況</p> <table border="1" data-bbox="186 957 1308 1203"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>火山名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベルが運用されている火山</td> <td>浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山、<u>乗鞍岳、弥陀ヶ原</u> ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベルが運用されていない火山</td> <td>横岳、アカランダナ山、妙高山</td> </tr> </tbody> </table> <p>f 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を<u>主な対象として</u>発表する。</p> <p>h 火山ガス予報</p> <p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する<u>情報</u>。</p> <p>i 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動解説資料</li> </ul> <p>地図や図表等を用いて、<u>火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等</u>に</p>	区分	火山名	噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山、 <u>乗鞍岳、弥陀ヶ原</u> ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用	噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカランダナ山、妙高山	<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 噴火警報・火山の状況に関する情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応</p> <p>(イ)【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>d 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。</p> <p>長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況</p> <table border="1" data-bbox="1415 957 2537 1173"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>火山名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベルが運用されている火山</td> <td>浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山、 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベルが運用されていない火山</td> <td><u>乗鞍岳、横岳、アカランダナ山、妙高山、弥陀ヶ原</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>f 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を<u>対象に</u>発表する。</p> <p>h 火山ガス予報</p> <p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する<u>予報</u>。</p> <p>i 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動解説資料</li> </ul> <p>地図や図表等を用いて<u>火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</u></p>	区分	火山名	噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山、 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用	噴火警戒レベルが運用されていない火山	<u>乗鞍岳、横岳、アカランダナ山、妙高山、弥陀ヶ原</u>	<p>乗鞍岳： 2019.03.18 から運用開始</p> <p>弥陀ヶ原： 2019.05.30 から運用開始</p> <p>常時観測火山以外の活火山についても、関係機関からの通報等により噴火の発生が確認できた場合に、噴火発生後間もないなど、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合に発表することに変更。</p>
区分	火山名													
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山、 <u>乗鞍岳、弥陀ヶ原</u> ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用													
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカランダナ山、妙高山													
区分	火山名													
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山、 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用													
噴火警戒レベルが運用されていない火山	<u>乗鞍岳、横岳、アカランダナ山、妙高山、弥陀ヶ原</u>													

<p><u>ついて解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</u> <u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</li> <li>・噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。</u></li> </ul> <p>(エ)【住民が実施する対策】</p> <p>火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。</p> <p>f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、<u>温度・色等の変化</u>の変化</p> <p>h その他：火映、異常臭、<u>動物の異常行動</u>、動物の死体など 異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。</p>	<p><u>で、毎月上旬又は必要に応じて随時に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</li> <li>・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</li> <li>・噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する</u></li> </ul> <p>(エ)【住民が実施する対策】</p> <p>火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。</p> <p>f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、<u>温度の変化</u></p> <p>h その他：火映、異常臭、<u>動物が鳴かなくなる</u>、動物の死体など 異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。</p>	<p>現在、週間火山概況は発表していない。</p>
--	---	---------------------------



別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

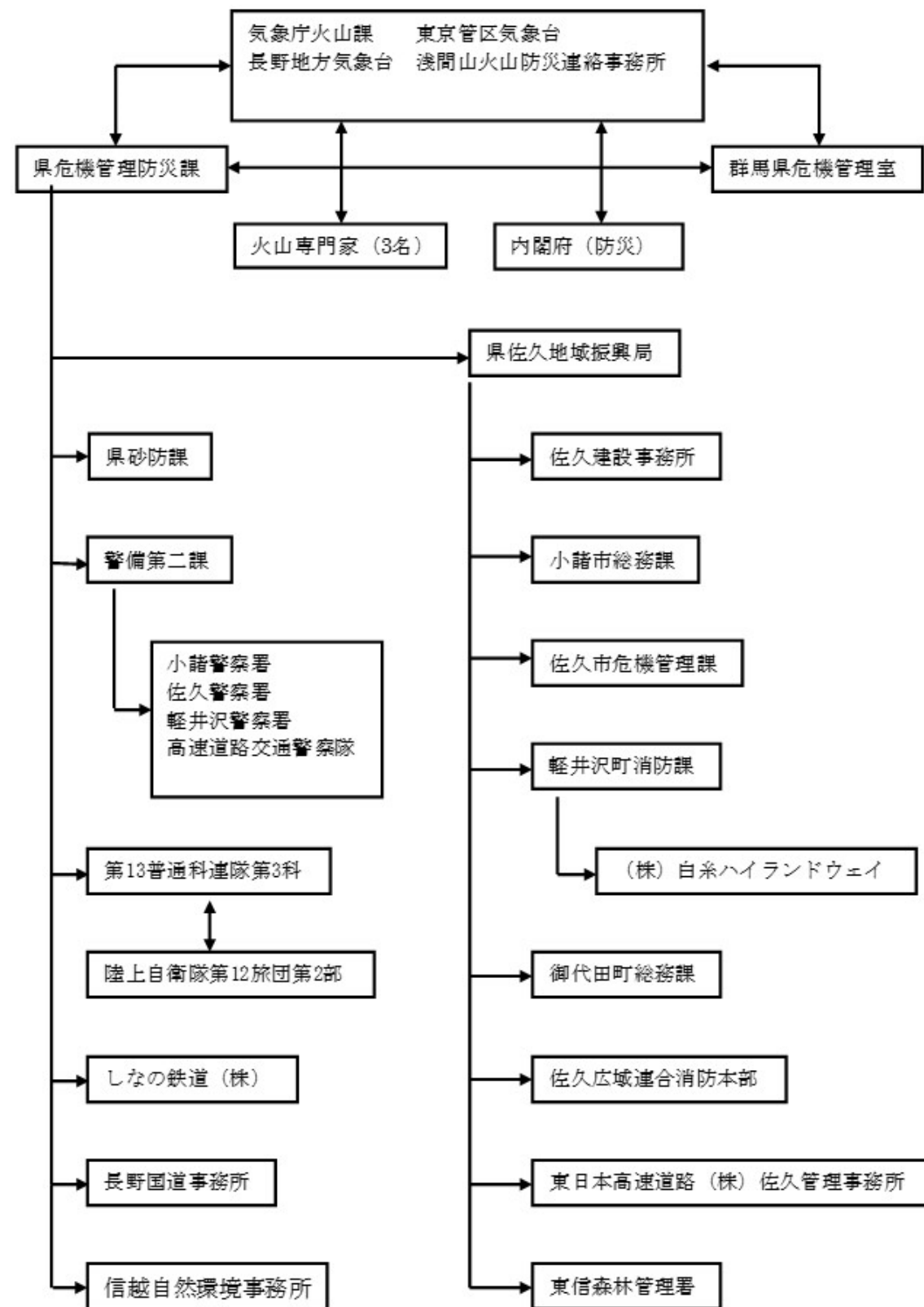
(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図



- ・ 二重枠で囲まれている機関は、浅間山火山防災協議会構成機関。
- ・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する浅間山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

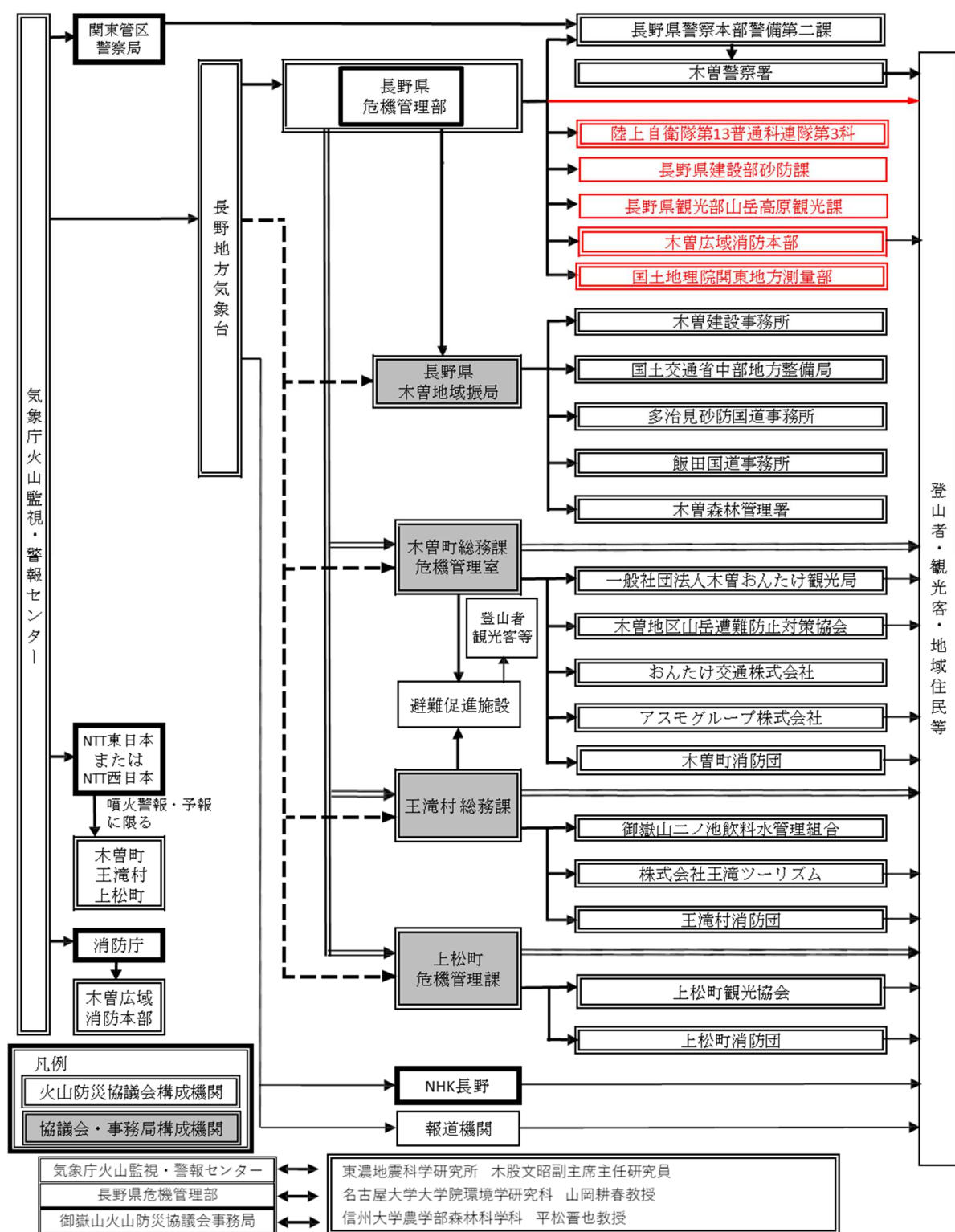
別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図



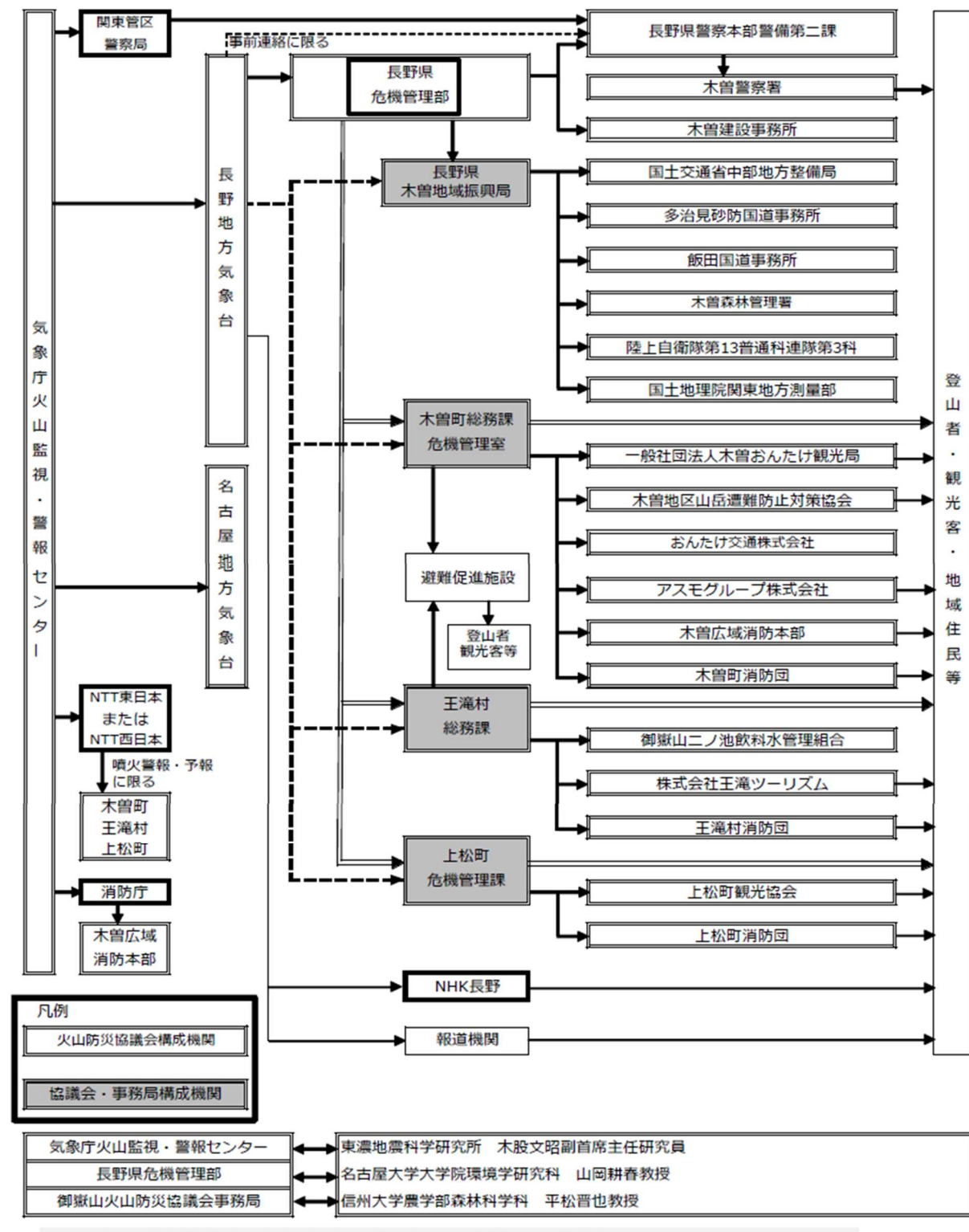
他火山の連絡系統図と様式を統一化。情報伝達の迅速化を目的に地域振興局からの一部連絡先を危機管理部で担うように修正。

(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



・太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。  
 ・太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。  
 ・実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

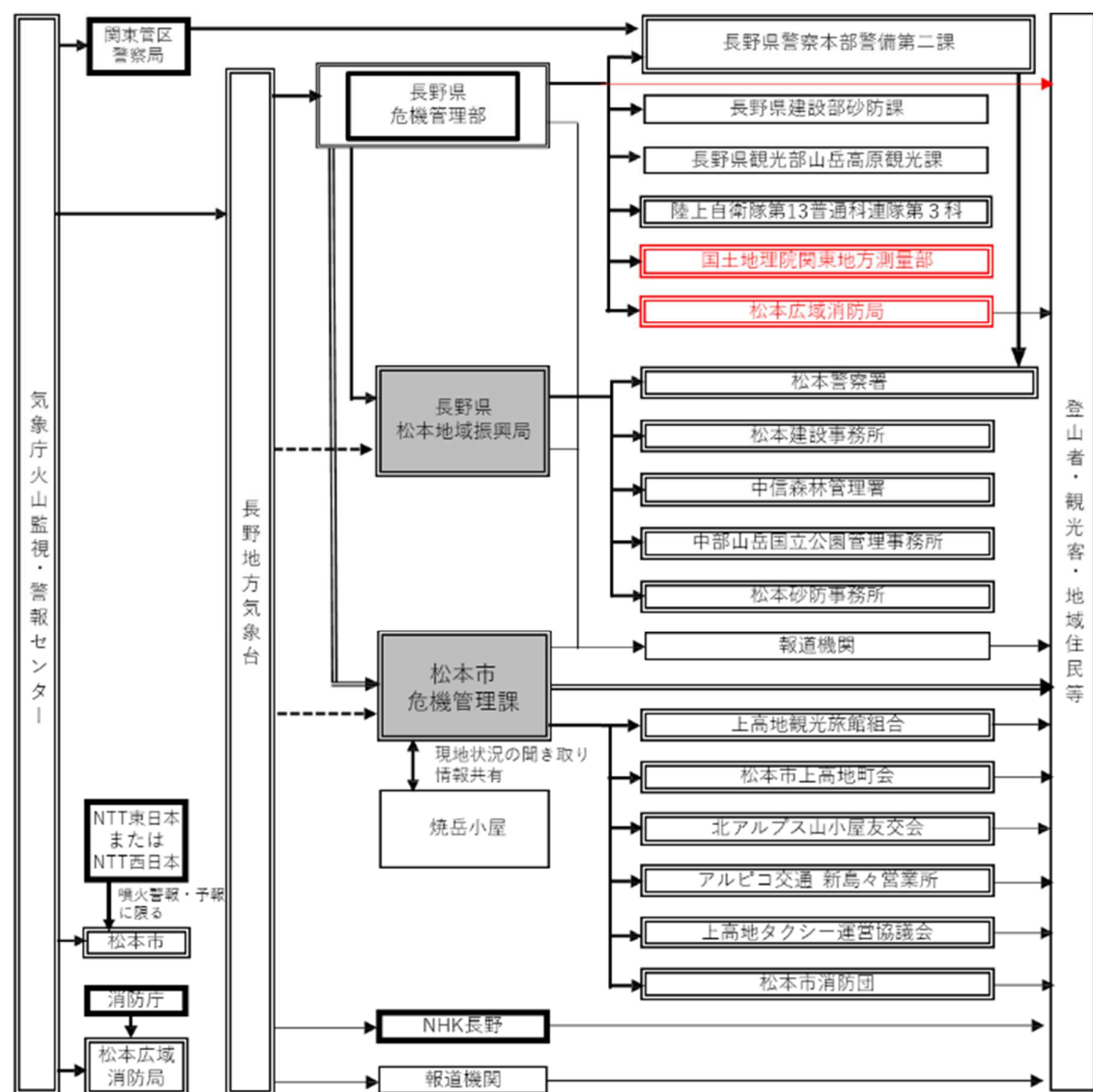
(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



・太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。  
 ・太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。  
 ・実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

情報伝達の迅速化を目的に地域振興局等からの一部連絡先を危機管理部で担うように修正

(3) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図

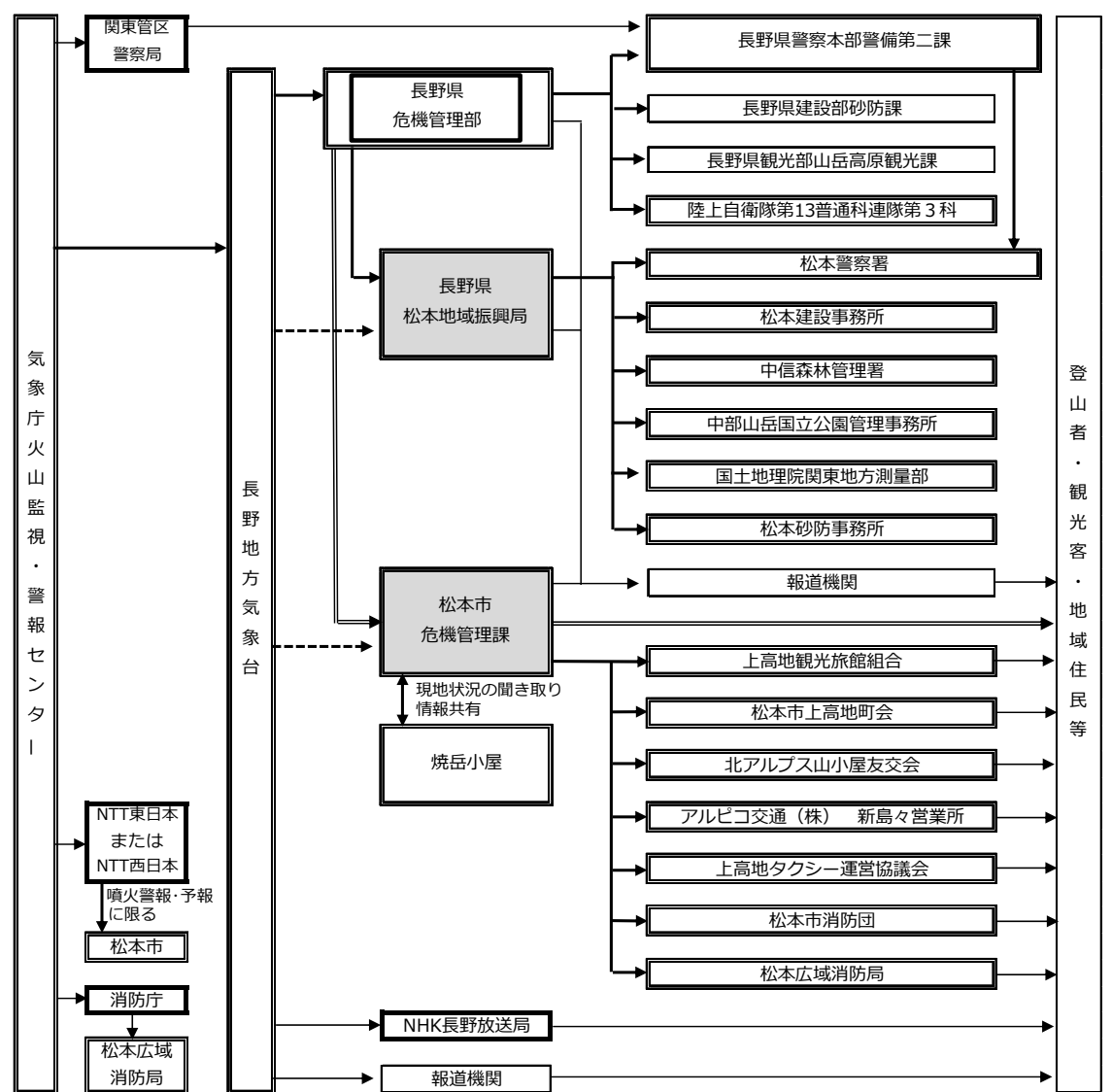


凡例  
 火山防災協議会構成機関  
 協議会・事務局構成機関

気象庁火山監視・警報センター ↔ 国立大学法人京都大学防災研究所付属地震予知研究センター上宝観測所 大見士朗所長  
 長野県危機管理部 ↔ 国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究所 堤大三教授  
 焼岳火山防災協議会事務局 ↔ 国立研究開発法人産業技術総合研究所 及川輝樹主任研究員

- 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- 実線は気象庁が発表する焼岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

(3) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図



凡例  
 火山防災協議会構成機関  
 協議会・事務局構成機関

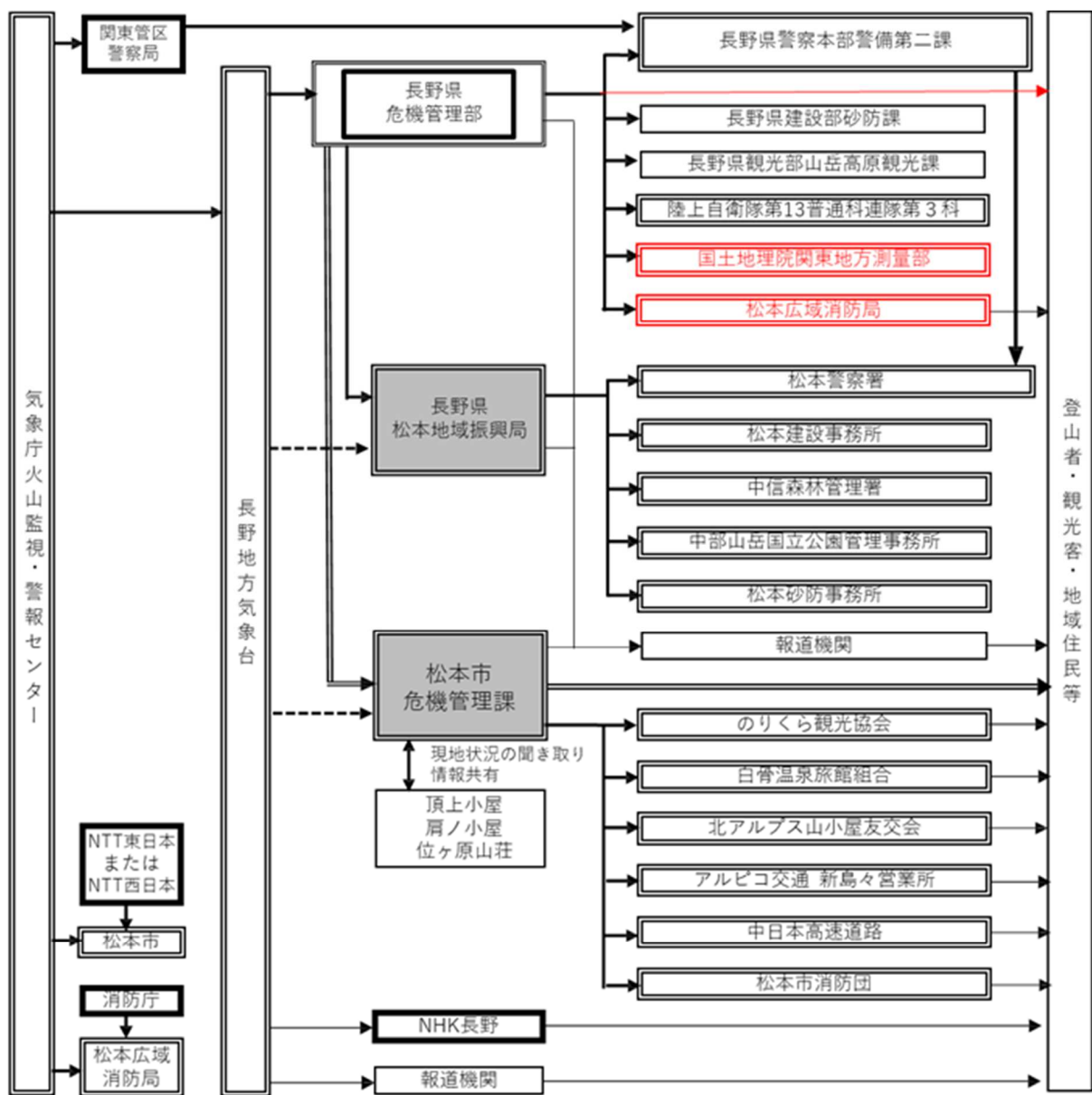
気象庁火山監視・警報センター ↔ 国立大学法人京都大学防災研究所付属地震予知研究センター上宝観測所 大見士朗所長  
 長野県危機管理部 ↔ 国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究所 堤大三教授  
 焼岳火山防災協議会事務局 ↔ 国立研究開発法人産業技術総合研究所 及川輝樹主任研究員

- 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- 実線は気象庁が発表する焼岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

情報伝達の迅速化を目的に地域振興局等からの一部連絡先を危機管理部で担うように修正



(4) 乗鞍岳火山防災協議会の連絡系統図



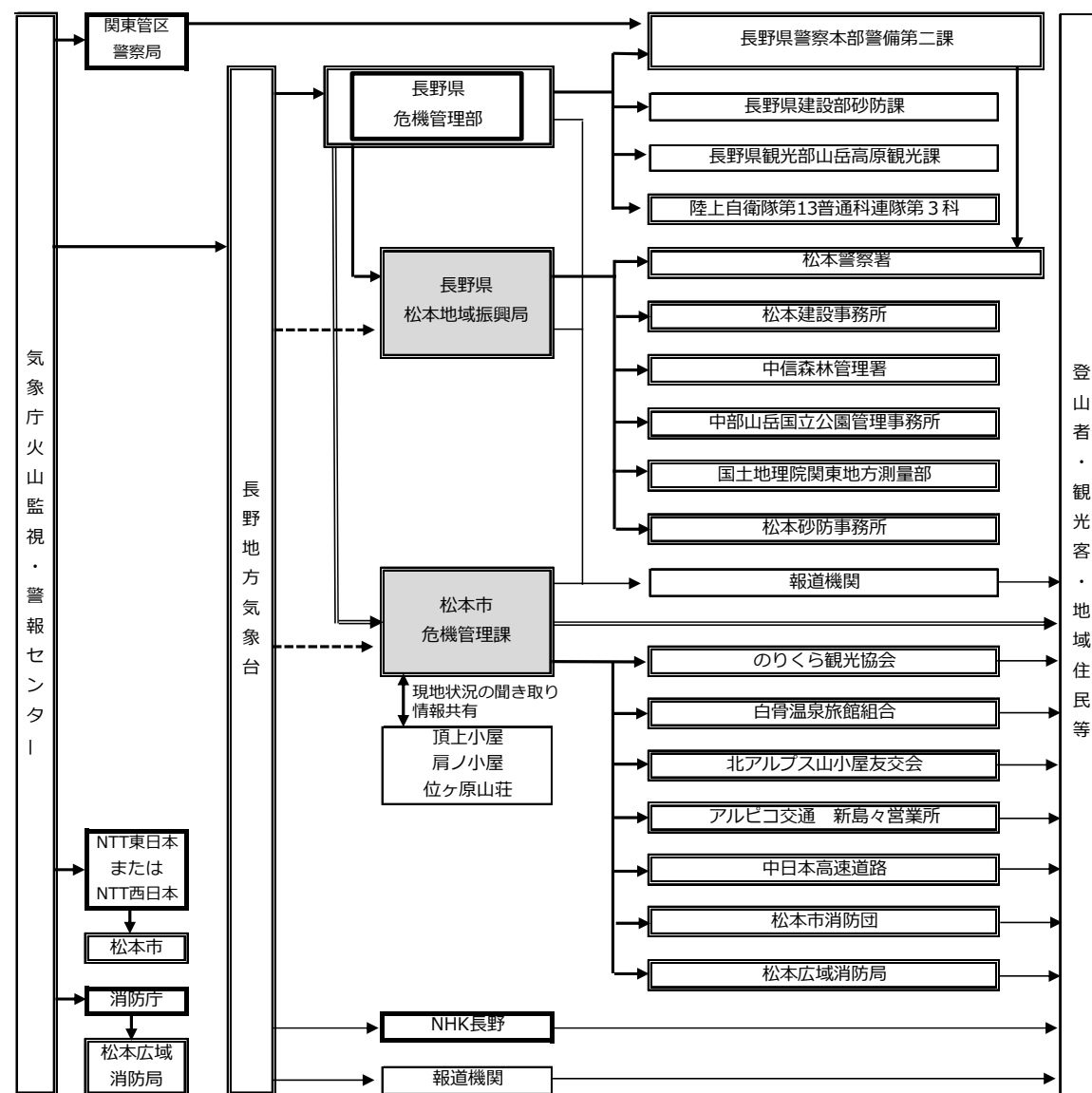
凡例  
 火山防災協議会構成機関  
 協議会・事務局構成機関

気象庁火山監視・警報センター  
 長野県危機管理部  
 乗鞍岳火山防災協議会事務局

国立大学法人京都大学防災研究所附属地震予知研究センター 上宝観測所 大見士朗所長  
 国立研究開発法人産業技術総合研究所 及川輝樹主任研究員  
 国立大学法人信州大学農学部森林科学科 平松晋也教授

- 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- 実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

(4) 乗鞍岳火山防災協議会の連絡系統図



凡例  
 火山防災協議会構成機関  
 協議会・事務局構成機関

気象庁火山監視・警報センター  
 長野県危機管理部  
 乗鞍岳火山防災協議会事務局

京都大学防災研究所附属地震予知研究センター 上宝観測所 大見士朗所長  
 国立研究開発法人産業技術総合研究所 及川輝樹主任研究員  
 国立大学法人信州大学農学部 平松晋也教授

- 太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- 実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

情報伝達の迅速化を目的に地域振興局からの一部連絡先を危機管理部で担うように修正

別紙4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表

弥陀ヶ原の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応(※)	想定される現象
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 火山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備。	○地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ○噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 【過去事例】 1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火  警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となる場合があります。
	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	○地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。

別紙4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表

(新設)

弥陀ヶ原の噴火警戒レベル運用開始に伴う修正。



噴火予報	火口内等	1 活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	○火山活動は静穏。 ○火山性地震が時折発生。 ○地獄谷で噴気・地熱活動。
------	------	-----------------------	---	-----------------------------------	--

注1) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

注2) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する噴石をさす。

注3) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。

乗鞍岳の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
噴火警戒 居住地域) 又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火 ○噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達。 【過去事例】 歴史記録なし※
		4 避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし※
噴火警戒 周辺警戒	火口から居住地域近くまで 火口周辺) 又は火口	3 火山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。	○火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし※ ○噴火が発生し、火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 【過去事例】 歴史記録なし※

(新設)

乗鞍岳の噴火警戒レベル運用開始に伴う修正。

	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	○火口から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし ○噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散。 【過去事例】 歴史記録なし
噴火予報	火口内等	1 （ことに留意） 活火山である	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍の立入規制等。 住民は通常の生活。	○火山活動は静穏。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 火口とは想定火口域をいう。

※ 乗鞍岳では、地質調査により、1万年以内に2回のマグマ噴火、12回の水蒸気噴火があったことが判明しているが、これら噴火の規模や噴出物の分布は十分に把握されていない（平成31年3月現在）。

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 ○山頂火口から概ね3km以内に大きな噴石飛散、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される

草津白根山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側約6kmの石津まで到達 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 ○山頂火口から概ね3km以内に噴石飛散、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル運用開始に合わせて記述。

噴火警報 大口周辺 又は火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○噴火が発生し、概ね2km以内まで大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】 1939年4月：湯釜火口から噴火 ○地震急増等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2018年9月：振幅の大きな火山性地震の急増 2018年4月：振幅の大きな火山性地震の急増
	火口周辺	2 大口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：湯釜の南東側で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 ○地震多発等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2014年～2017年：火山性地震の多発等 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
	火口内等	1 活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1997年5月：湯釜西岸で噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発
噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1997年5月：噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発
噴火警報 大口周辺 又は火口周辺警報	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から噴火が発生し、半径2km程度まで噴石飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火警報 大口周辺 又は火口周辺警報	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 大口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、半径1km程度まで噴石飛散 【過去事例】 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：南東斜面で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 ○地震多発等により、小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1997年5月：噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表は湯釜火口からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。  
注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。  
注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口を中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル						(新設)
名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等	
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達 ○火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散	
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし	
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○火口から概ね2km以内まで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし	
	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○火口から、概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 ○火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生。 【過去事例】 2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散	
噴火予報	火口内等	1 （ことに留意） 活火山である	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	○火山活動は静穏	

注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこ

の領域の中心からの距離で表現している。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。



新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営<u>管理</u>に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>a <u>民間</u>賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。</p> <p>b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。<u>(国から通知があった場合はこの限りでない。)</u></p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設するものとする。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</u></p> <p>(イ) <u>要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民や<u>ボランティア団体等</u>の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>a 賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。</p> <p>b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>補足事項の追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>GISの活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>GISの活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p>(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報 <u>(以下「道路情報等」という。)</u> について、ビーコン、<u>ETC2.0</u>、道路情報板、路側放送、<u>インターネット</u>等により、<u>迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。</u>また、<u>日本道路交通情報センター</u>を通じ、<u>住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ア) 道路<u>及び橋梁</u>の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において<u>自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報 <u>(以下「道路情報等」という。)</u> について、ビーコン、<u>ETC2.0</u>、道路情報板、路側放送、<u>インターネット</u>等により、<u>迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。</u>また、<u>日本道路交通情報センター</u>を通じ、<u>住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、<u>迅速かつ的確な情報提供を行う。</u>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、<u>道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、<u>迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>